

人事委員会報

第85号

平成25年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 25 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	8
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	11

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	13
第1表 平成 25 年度職員採用試験（定例試験）の概要	16
第2表 職員採用試験実施状況	18
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 16 年度以降）	21
第4表 平成 25 年度職員採用選考考査実施状況	23
第5表 平成 25 年度採用・転任選考承認状況	24
第6表 平成 25 年度職員採用状況	26
第7表 平成 25 年度昇任選考実施状況	27
2 職員の給与等に関する報告	28
3 公平審査事務	34
4 公平委員会受託事務	36
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	36
6 職員団体等関係事務	37
7 勤務時間等関係事務	40
8 労働基準監督関係事務	42



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	47
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	高橋 俊一	平成22年7月13日	
委員 (委員長代理)	細谷 雄三	平成13年3月1日	
委員	佐藤 裕一	平成13年7月11日	

2 会議の開催状況

平成25年度の人事委員会会議は第1465回から第1486回まで22回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分		平成25年									平成26年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開催回数		2	1	2	1	3	4	1	2	1	2	1	2	22
議事 事項 数	議案	6	2	4	1	4	1	2	7		3	1	12	43
	協議						2							2
	報告	3	1		1	2	5	3		1	1		2	19
	審理											1		1
	その他	1	3	2	2	5	6	2	1		1	4	3	30
計		10	6	6	4	11	14	7	8	1	5	6	17	95

(2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他			2			2
	小計	1		2			3
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	1					1
	不服申立て	1			1		2
	休暇の承認	3					3
	条例意見	1					1
	規則等の制定改廃	7					7
	その他	2		6		2	10
	小計	15		6	1	2	24
任用関係	採用	11		1		12	24
	昇任			3			3
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他						
	小計	12		4		12	28
給与関係	報告・勧告	1	2	5		2	10
	条例意見	6					6
	規則等の制定改廃	7				1	8
	その他	1		2		13	16
	小計	15	2	7		16	40
合計		43	2	19	1	30	95

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1465	25. 4. 5 (金)	<p>(議 案)</p> <p>1 宮城県任期付職員採用候補者名簿の確定について (報 告)</p> <p>① 処分取消請求控訴事件の上告審について (その他)</p> <p>① 東北公務員共闘協議会からの要請について</p>
1466	25. 4. 16 (火)	<p>(議 案)</p> <p>2 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>3 週休日の振替等の承認について</p> <p>4 第 64 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>5 第 64 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 71 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>6 第 84 回警察官 A 採用試験及び第 85 回警察官 B 採用試験の実施について (報 告)</p> <p>① 平成 24 年度職員採用試験実施結果について</p> <p>② 平成 25 年職種別民間給与実態調査について</p>
1467	25. 5. 22 (水)	<p>(議 案)</p> <p>7 職員安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>8 人事委員会規則 7-18(管理職手当)の一部改正について (報 告)</p> <p>① 平成 24 年度における苦情相談の状況について (その他)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② 任期付職員 (震災復興対応) 採用選考考査の概要について</p> <p>③ 宮城県春闘共闘会議等からの要請について</p>
1468	25. 6. 18 (火)	<p>(議 案)</p> <p>9 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>10 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について (その他)</p> <p>① 平成 25 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) 申込状況について</p> <p>② 職員給与の減額措置について</p>
1469	25. 6. 24 (月)	<p>(議 案)</p> <p>12 「知事等及び職員の給与の特例に関する条例案」及び「知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」に対する意見について</p>

回数	開催年月日	議 事
1470	25. 7. 16 (火)	<p>(議 案)</p> <p>13 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第 84 号 (平成 24 年度) 人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 25 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の第 1 次合格者について</p> <p>② 平成 25 年度警察官 A 採用試験の実施状況について</p>
1471	25. 8. 16 (金)	<p>(議 案)</p> <p>14 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 25 年人事院報告について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務員連絡会地方公務員部会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p> <p>③ 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p> <p>④ 地方公務員給与に係る検討部会 (全人連 P T) について</p>
1472	25. 8. 22 (木)	<p>(議 案)</p> <p>15 宮城県職員 (大学卒業程度) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 25 年職員給与実態調査結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査 (後期日程) の概要について</p>
1473	25. 8. 29 (木)	<p>(議 案)</p> <p>16 宮城県警察官 (警察官 A) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>17 措置要求判定取消訴訟について</p>
1474	25. 9. 14 (土)	<p>(報 告)</p> <p>① 平成 25 年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 平成 25 年公民給与較差について</p> <p>③ 平成 25 年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>④ 宮城県警察官昇任資格考査 (一般試験考査) の実施結果について</p> <p>⑤ 宮城県警察官昇任資格考査 (専門試験考査) の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) の概要について</p> <p>② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p> <p>③ 宮城県三者共闘会議からの要請について</p> <p>④ 平成 25 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の申込状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
		⑤ 平成 25 年度警察官 B 採用試験の申込状況について
1475	25. 9. 20 (金)	(協 議) ① 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) について
1476	25. 9. 25 (水)	(協 議) ① 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) について (その他) ① 平成 25 年度警察官 B 採用試験の実施状況について
1477	25. 9. 27 (金)	(議 案) 18 平成 25 年職員の給与等に関する報告について
1478	25. 10. 22 (火)	(議 案) 19 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正について 20 平成 25 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について (報 告) ① 人事行政の運営等の状況の公表について ② 平成 25 年度上半期における苦情相談の状況について ③ 平成 25 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について (その他) ① 平成 25 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の第 1 次合格者について ② 平成 25 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について
1479	25. 11. 20 (水)	(議 案) 21 宮城県職員 (短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度) 採用候補者名簿の 確定について 22 宮城県警察官 (警察官 B) 採用候補者名簿の確定について 23 宮城県任期付職員採用試験の実施について (その他) ① 平成 25 年全国人事委員会給与勧告の状況について
1480	25. 11. 27 (水)	(議 案) 24 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見 について 25 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 26 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員 会教育長の給与, 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例案に対する意見について 27 職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例の 一部を改正する条例案に対する意見について
1481	25. 12. 12 (木)	(報 告) ① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について

回数	開催年月日	議 事
1482	26. 1. 14 (火)	(議 案) 28 不利益処分に関する不服申立てについて (報 告) ① 平成 25 年度給与の支払監理について (その他) ① 宮城県教職員組合からの請願について
1483	26. 1. 28 (火)	(議 案) 29 平成 26 年度職員採用試験及び警察官採用試験の実施について 30 特別休暇の承認について
1484	26. 2. 20 (木)	(議 案) 31 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について (審 理) ① 平成 25 年 (不) 第 1 号事案について (第 1 回審理) (その他) ① 平成 25 年度宮城県任期付職員採用試験の第 1 次合格者について ② 宮城県教職員組合からの請願について ③ 宮城県三者共闘会議からの要請について ④ 特地勤務手当等の見直しについて
1485	26. 3. 12 (水)	(議 案) 32 宮城県任期付職員採用候補者名簿の確定について 33 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) 等の一部改正について 34 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) 等の一部改正について 35 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正について 36 人事委員会規則 7-62 (特地勤務手当等) の一部改正等について (報 告) ① 措置要求に対する判定取消請求事件に係る判決について (その他) ① 宮城県三者共闘会議からの要請について
1486	26. 3. 27 (木)	(議 案) 37 人事委員会規則 7-2 (特殊勤務手当) の一部改正等について 38 人事委員会規則 7-16 (給料の調整額) の一部改正について 39 人事委員会規則 7-18 (管理職手当) の一部改正について 40 人事委員会規則 12-1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部改正について

回数	開催年月日	議 事
		41 人事委員会規則 11－2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について 42 職員団体の登録について 43 特別休暇の承認について （報 告） ① 公平委員会の事務の受託の廃止について （その他） ① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について ② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議等からの要請について

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 25 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員安全衛生 管理規程	25. 5. 22	25. 5. 31	地方産業医に民間の医師を選任すること及び健康診断の名称の訂正等に伴う一部改正	25. 6. 1

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（8-5）	25. 6. 18	25. 6. 21	休憩時間の変更の特例及び早出遅出勤務の規定の改正	25. 6. 21
	26. 3. 12	26. 3. 13	病気休暇の取得日数の通算可能期間の延長等に伴う一部改正	26. 4. 1
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（8-6）	25. 6. 18	25. 6. 21	休憩時間の変更の特例及び早出遅出勤務の規定の改正	25. 6. 21
	26. 3. 12	26. 3. 13	病気休暇の取得日数の通算可能期間の延長等に伴う一部改正	26. 4. 1
公平委員会の事務委託地方	25. 7. 16	25. 7. 19	受託団体の組織改編等に伴う別表第一の一部改正	25. 7. 19
公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（11-2）	25. 8. 16	25. 8. 20	受託団体の組織改編等に伴う別表第一の一部改正	25. 8. 20
	26. 3. 27	26. 3. 28	受託団体の組織改編等に伴う別表第一及び別表第二の一部改正	26. 4. 1

（任用関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（12-1）	26. 3. 27	26. 3. 28	別表第 1（第 2 条関係） 職員を派遣することができる団体のうち、派遣期間が終了した 1 団体を削除し、3 団体の名称を変更するとともに、ほか 1 団体の所在地を変更	26. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
			別表第2（第2条関係） 職員を派遣することができる団体のうち、1団体の名称を変更	

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
特殊勤務手当 (7-2)	26. 3. 27	26. 3. 28	第14条〔死体処理手当〕 手当支給対象者に「検視官」を追加 第25条〔刑事手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の廃止 第26条〔少年警察補導手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の整理 第27条〔鑑識手当〕 手当支給対象所属の限定解除及び手当支給対象業務の一部除外に伴う規定の整理 第28条〔交通取締手当〕 手当支給対象所属の限定解除及び手当支給対象業務に新たな作業が加えられたことに伴う規定の整理等 第29条〔警ら手当〕 手当支給対象所属の限定解除及び手当支給対象業務に新たな作業が加えられたことに伴う規定の整理 第30条〔看守手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の廃止 第31条〔機械保守手当〕 手当支給対象業務の一部除外に伴う規定の整理 第32条〔技能試験業務手当〕 手当支給対象業務から除外されたことに伴う規定の廃止 第33条〔夜間特殊業務手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の廃止 第34条〔交通捜査業務手当〕 手当支給対象業務の整理に伴う業務内容を規定 第35条〔術科指導手当〕 手当支給対象者の明確化のための規定の整理	26. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
			第 36 条〔爆発物等取締業務手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の整理等 第 37 条〔緊急業務呼出手当〕 手当支給対象所属の限定解除に伴う規定の廃止 附則 条例附則（災害応急作業等手当の特例）の新設に伴う手当の支給要件等を規定	
給料の調整額 （7-16）	26. 3. 27	26. 3. 28	別表第 1（第 1 条及び第 2 条関係） 特殊勤務手当（月額）の支給対象となっていた家畜保健衛生所に勤務する獣医師について、給料の調整額による支給対象とするよう改正	26. 4. 1
管理職手当 （7-18）	25. 5. 22	25. 5. 31	別表第 1（第 1 条関係） 組織改編に伴う改正 職の新設…ダム管理事務所長（気仙沼土木事務所）	25. 6. 1
	26. 3. 27	26. 3. 28	別表第 1（第 1 条関係） 組織改編に伴う改正 職の廃止…総務企画官（県警察本部総務部） 職の新設…ダム管理事務所長（東部土木事務所登米地域事務所），総合企画室長（県警察本部警務部）	26. 4. 1
へき地手当等 （7-39）	25. 10. 22	25. 11. 5	附則別表及び別表 学校の校舎の復旧・移転に伴う改正	25. 11. 8
	26. 3. 12	26. 3. 13	附則別表及び別表 学校の統廃合に伴う改正	26. 4. 1
特地勤務手当 等 （7-62）	26. 3. 12	26. 3. 13	特地勤務公署等の指定基準の見直しに伴う改正 第 2 条 6 級地及び 5 級地の級別区分の削除 第 2 条の 2 特地勤務手当を支給しない期間の設定 別表 特地勤務手当が支給される公署の改正 等	26. 4. 1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成25年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
25. 6. 18	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国や他県等から本県に派遣された職員に対し災害派遣手当を支給することができるよう改正しようとするものであり、適当と認めます。	25. 7. 16 公布 25. 7. 16 施行
25. 6. 24	知事等及び職員の給与の特例に関する条例(議第164号議案)	議第164号議案の条例中第2条から第5条までの規定は、教育委員会教育長の給料並びに一般職の職員の給料及び管理職手当の一部を減額して支給しようとするものであります。また、議第165号議案の条例は、議第164号議案の条例の施行に伴い、「知事等及び職員の給与の特例に関する条例」(平成25年宮城県条例第8号)第1条に規定する「特例期間」を改正しようとするものであります。 今回の減額措置は、国からの要請や地方交付税交付金の削減等を背景としており、やむを得ない面があるものと考えますが、職員の給与は、本来、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、この原則によらない措置は遺憾であります。 本委員会としては、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職務に精励している職員の士気や生活への影響を憂慮しており、早期に減額措置が解消され、人事委員会勧告に基づく給与水準が適正に確保されるよう強く望	25. 6. 28 公布 25. 7. 1 施行
	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(議第165号議案)		25. 6. 28 公布 25. 7. 1 施行

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
		むものであります。	
25. 11. 27	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）における地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	25. 12. 20 公布 26. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の施行に伴い所要の改正を行うもの、また、宮城県職員互助会等が財団法人から一般財団法人に移行したことに伴い規定の整理を行うものであり、適当と認めます。	25. 12. 20 公布 25. 12. 20 施行
	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	この条例案中第 2 条は、教育長の退職手当の支給方法を知事等の退職手当の支給方法と同様に改正するものであり、適当と認めます。	25. 12. 20 公布 25. 12. 20 施行
	職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例	この条例案中第 1 条は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	25. 12. 20 公布 25. 12. 20 施行
26. 2. 20	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、支給対象の見直し等に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	26. 3. 27 公布 26. 4. 1 施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4-0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成25年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成25年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。平成23年度は東日本大震災の影響もあってか減少したものの、平成24年度は増加に転じた。しかし、平成25年度は再び減少し、前年度に比べ438人の減となった。一方、警察官採用試験応募者総数についても、平成21年度の受験上限年齢引き上げを受けて応募者総数の増加傾向が見られていたが、平成23年度から減少傾向が続き、平成25年度は前年度に比べ332人の減となった。

また、東日本大震災に伴う業務量の増大に対応するため、平成24年度に引き続き、平成25年度も任期付職員（一般事務）採用試験を実施したところ574人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込みサービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しているが、サービス開始以降、電子申請の利用者の割合は増加傾向にあり、平成25年度においては、職員採用試験の応募者の60.6%、警察官採用試験の応募者の39.2%が電子申請による応募となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政及び少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木ほか10職種、計13職種であり、申込者数1,508人、受験者数1,089人となり、前年度に比べて申込者数では14.9%下回り、受験者数は15.3%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の94.7%、最終合格者の99.3%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築ほか2職種、計5職種で、申込者数が473人、受験者数が344人となり、前年度に比べて申込者数では18.4%

下回り、受験者数は 15.9% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 86.9%、95.8% であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木ほか 2 職種、計 4 職種であり、申込者数は 561 人、受験者数は 507 人となり、前年度に比べて申込者数では 10.8% 下回り、受験者数は 7.5% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ 1.8%、1.7% であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者の男子]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者の男子で柔道又は剣道の段位取得者]、警察官 A (女性) [大学卒業者の女子]、警察官 B (男性) [警察官 A 以外の男子] 及び、警察官 B (女性) [警察官 A 以外の女子] の 5 職種であり、申込者数は 1,584 人、受験者数は 1,343 人となり、前年度に比べてそれぞれ 17.3%、14.8% 下回った。

○ 任期付職員採用試験

実施した職種は一般事務のみであり、申込者数は 574 人、受験者数は 487 人となり、前年度に比べてそれぞれ 20.3%、21.3% 下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成 25 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査を重点的に実施した結果、獣医師ほか 18 職種、受考者 479 人に対し 185 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 10.6% 上回り、適格者数では 2.6% 下回った。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成 25 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 855 人であり、このうち 603 人（70.5%）が競争試験による採用であり、252 人（29.5%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成25年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数203人のうち、一般職員等が174人(85.7%)、警察官が29人(14.3%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 平成25年度職員採用試験(定例試験)の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
大学卒業程度	行政 45人程度 少年警察補導員 2人程度 総合土木 45人程度 建築 5人程度 農業 5人程度 水産 5人程度 林業 10人程度 畜産 3人程度 園芸 5人程度 農芸化学 5人程度 心理 1人程度 保健師 10人程度 薬剤師 5人程度	「保健師及び薬剤師以外の職種」 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月17日(金)～ 6月7日(金)	第一次 6月30日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月11日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 120分(「保健師」及び「薬剤師」を除く。)		
				第二次 7月25日(木) 7月29日(月) 8月6日(火)	その1 その2	論文試験	時間 120分(「行政」, 「少年警察補導員」, 「保健師」及び「薬剤師」に限る。)	仙台市	8月23日(金)
						専門試験	短答式 時間 120分(「行政」, 「少年警察補導員」, 「保健師」及び「薬剤師」を除く。)		
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
		人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接及び集団討論)	仙台市					
		身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査						
		資格調査	受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
短期大学卒業程度	学校事務 15人程度 警察事務 10人程度 建築 2人程度 機械 1人程度 電気 1人程度	平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕	8月16日(金)～ 9月6日(金)	第一次 9月29日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月10日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 120分		
				第二次 10月28日(月) 11月5日(火) 11月6日(水)	その1 その2	論文試験	時間 80分	仙台市	11月22日(金)
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
						人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接及び集団討論)		
		身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査						
		資格調査	受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
高等学校卒業程度	事務(一般事務 20人程度) (学校事務 10人程度) (警察事務 5人程度) 総合土木 10人程度 水産 1人程度 林業 1人程度 ※事務については, 第3志望まで選択できる。	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月16日(金)～ 9月6日(金)	第一次 9月29日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月10日(木)
						専門試験	択一式 40題 時間 100分(「総合土木」及び「林業」に限る。) 短答式 10題 時間 100分(「水産」に限る。)		
				第二次 10月28日(月) 10月30日(水) 11月1日(金)	その1 その2	作文試験	時間 60分	仙台市	11月22日(金)
						適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
						人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)		
		身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査						
		資格調査	受験資格の有無, 受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験					合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等		試験地			
警 察 官 A	警察官 A (男性/一般) 100人程度 警察官 A (男性/武道指導) 5人程度 警察官 A (女性) 20人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月24日(金)～6月21日(金)	第一次	7月14日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分		仙台市	7月24日(水)	
						実技試験	武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官 A (男性/武道指導)に限る。)				
						論文試験	時間 80分 (第2次試験として評価)				
				第二次	8月9日(金)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	8月30日(金)
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
第二次	8月12日(月)～8月15日(木)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)		仙台市	8月30日(金)				
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁(東京都)の警察官 A (男性/一般)の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて25人の採用が別に予定されている。					資格調査			受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 45人程度 警察官 B (女性) 10人程度 (「警察官 A」以外の者)	昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者を除く。〔18歳～33歳〕	8月2日(金)～8月30日(金)	第一次	9月22日(日)	教養試験		択一式 50題 時間 120分		仙台市	10月3日(木)
						作文試験		時間 60分 (第2次試験として評価)			
				第二次	10月15日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	11月22日(金)
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
					10月16日(水)～10月18日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)			
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査										
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁(東京都)の警察官 B (男性)の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて20人の採用が別に予定されている。					資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成26年4月1日現在の満年齢である。
 2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成26年4月30日までに取得見込みの者に限る。
 3 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成26年4月30日までに取得見込みの者に限る。
 4 「警察官 A (男性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの者に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選抜結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
大	事	行政	24	1,169 人	847 人	72.5 %	213 人	196 人	105 人	8.1 倍	85 人	20 人
		25	1,061	759	71.5	137	121	58	13.1	43	15	
大	務	少年警察補導員	24	19	15	78.9	3	3	1	15.0	1	0
		25	25	19	76.0	5	5	2	9.5	0	2	
大	系	小計	24	1,188	862	72.6	216	199	106	8.1	86	20
		25	1,086	778	71.6	142	126	60	13.0	43	17	
大	学	総合土木	24	222	160	72.1	93	86	46	3.5	42	4
		25	136	99	72.8	64	57	35	2.8	24	11	
大	技	建築	24	34	21	61.8	14	14	9	2.3	9	0
		25	26	20	76.9	13	13	5	4.0	4	1	
大	業	農業	24	56	37	66.1	25	23	11	3.4	10	1
		25	44	33	75.0	15	15	6	5.5	6	0	
大	卒	水産	24	23	18	78.3	9	9	3	6.0	2	1
		25	36	25	69.4	12	11	4	6.3	4	0	
大	業	林業	24	33	24	72.7	10	10	8	3.0	8	0
		25	32	22	68.8	12	11	7	3.1	4	3	
大	業	畜産	24	14	10	71.4	3	3	3	3.3	2	1
		25	22	17	77.3	9	8	3	5.7	3	0	
大	術	園芸	24	37	28	75.7	16	15	9	3.1	7	2
		25	14	11	78.6	7	7	6	1.8	6	0	
大	程	農芸化学	24	51	34	66.7	12	11	4	8.5	4	0
		25	37	23	62.2	14	11	2	11.5	2	0	
大	度	心理	24	26	21	80.8	6	6	2	10.5	2	0
		25	28	17	60.7	4	4	1	17.0	1	0	
大	系	保健師	24	16	11	68.8	7	7	5	2.2	3	2
		25	34	31	91.2	25	23	11	2.8	10	1	
大	系	管栄養士	24	56	49	87.5	4	4	1	49.0	1	0
		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大	系	薬剤師	24	15	10	66.7	10	9	7	1.4	7	0
		25	13	13	100.0	13	13	9	1.4	9	0	
大	系	小計	24	583	423	72.6	209	197	108	3.9	97	11
		25	422	311	73.7	188	173	89	3.5	73	16	
大	計	合計	24	1,771	1,285	72.6	425	396	214	6.0	183	31
		25	1,508	1,089	72.2	330	299	149	7.3	116	33	

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選抜結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
短期大学卒業程度	事務系	学校事務	24 377 人	263 人	69.8 %	84 人	72 人	29 人	9.1 倍	24 人	5 人	
			25 290	210	72.4	38	35	15	14.0	13	2	
	警察事務		24 151	103	68.2	34	28	9	11.4	8	1	
			25 172	126	73.3	21	17	6	21.0	5	1	
	小計		24 528	366	69.3	118	100	38	9.6	32	6	
			25 462	336	72.7	59	52	21	16.0	18	3	
	技術系	建築		24 10	9	90.0	7	6	4	2.3	4	0
				25 3	2	66.7	2	2	1	2.0	0	1
		機械		24 12	11	91.7	7	6	4	2.8	4	0
				25 4	3	75.0	3	3	1	3.0	1	0
電気			24 15	13	86.7	11	10	5	2.6	5	0	
			25 4	3	75.0	3	3	1	3.0	1	0	
学業系		栄養士	24 15	10	66.7	3	3	1	10.0	1	0	
			25 -	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計			24 52	43	82.7	28	25	14	3.1	14	0	
			25 11	8	72.7	8	8	3	2.7	2	1	
合計		24 580	409	70.5	146	125	52	7.9	46	6		
		25 473	344	72.7	67	60	24	14.3	20	4		
高等学校卒業程度	事務系	事務	24 590	511	86.6	223	215	98	5.2	82	16	
			25 524	470	89.7	114	102	45	10.4	35	10	
	内務	一般事務	24 381	324	85.0	164	156	64(1)	-	53	11	
			25 330	295	89.4	72	64	26(0)	-	19	7	
	学事	校務	24 148	133	89.9	45	45	29(5)	-	25	4	
			25 124	110	88.7	29	26	13(2)	-	11	2	
	警察	事務	24 61	54	88.5	14	14	5(0)	-	4	1	
			25 70	65	92.9	13	12	6(2)	-	5	1	
	小計		24 590	511	86.6	223	215	98	5.2	82	16	
			25 524	470	89.7	114	102	45	10.4	35	10	
技術系	総合土木		24 37	35	94.6	19	18	15	2.3	14	1	
			25 32	32	100.0	23	22	13	2.5	11	2	
	水産		24 0	-	-	-	-	-	-	-	-	
			25 2	2	100.0	0	-	-	-	-	-	
	林業		24 2	2	100.0	2	2	0	-	-	-	
			25 3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0	
	小計		24 39	37	94.9	21	20	15	2.5	14	1	
			25 37	37	100.0	25	24	15	2.5	13	2	
	合計		24 629	548	87.1	244	235	113	4.8	96	17	
			25 561	507	90.4	139	126	60	8.5	48	12	

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	24	1,061 人	851 人	80.2 %	445 人	389 人	161 人	5.3 倍	127 人	33 人
		25	899	748	83.2	378	331	124	6.0	96	28
	警察官 A (男性/武道指導)	24	5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0
		25	9	9	100.0	4	4	2	4.5	2	0
	警察官 B (男性)	24	509	456	89.6	230	215	66	6.9	59	7
		25	387	343	88.6	174	165	50	6.9	45	5
	警察官 A (女性)	24	253	188	74.3	78	72	29	6.5	20	9
		25	208	171	82.2	74	60	27	6.3	20	7
	警察官 B (女性)	24	88	78	88.6	30	26	10	7.8	8	2
		25	81	72	88.9	35	33	11	6.5	9	2
	合計	24	1,916	1,577	82.3	785	704	267	5.9	215	51
		25	1,584	1,343	84.8	665	593	214	6.3	172	42
	総計	24	4,896	3,819	78.0	1,600	1,460	646	5.9	540	105
		25	4,126	3,283	79.6	1,201	1,078	447	7.3	356	91

- 注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
- 2 平成25年度に係る選択結果は、平成26年4月1日現在のものである。(大学卒業程度「保健師」及び「薬剤師」については、採用予定を含む。)

(2) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	24	720 人	619 人	86.0 %	256 人	217 人	111 人	5.6 倍	93 人	18 人
	25	574	487	84.8	206	182	81	6.0	61	20

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成16年度以降）

年 度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
大 学 卒 業 程 度	(人)	(1,139)	(1,192)	(970)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)	(1,086)
	申込者数	1,625	1,766	1,405	1,258	1,395	1,446	1,691	1,528	1,771	1,508
	(人)	(850)	(923)	(753)	(664)	(736)	(751)	(873)	(754)	(862)	(778)
	受験者数	1,226	1,374	1,102	946	1,024	1,029	1,240	1,055	1,285	1,089
	(人)	(38)	(27)	(25)	(32)	(35)	(57)	(68)	(75)	(106)	(60)
	合格者数	73	63	56	62	69	98	134	131	214	149
(倍)	(22.4)	(34.2)	(30.1)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	
競争率	16.8	21.8	19.7	15.3	14.8	10.5	9.3	8.1	6.0	7.3	
(人)	(35)	(25)	(23)	(28)	(31)	(52)	(54)	(63)	(86)	(43)	
採用者数	67	58	53	54	63	90	117	113	183	116	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(763)	(661)	(502)	(400)	(384)	(590)	(622)	(462)	(528)	(462)
	申込者数	862	741	584	418	391	664	691	519	580	473
	(人)	(599)	(516)	(385)	(296)	(283)	(438)	(493)	(367)	(366)	(336)
	受験者数	675	579	455	312	287	503	547	415	409	344
	(人)	(25)	(18)	(20)	(17)	(18)	(26)	(32)	(45)	(38)	(21)
	合格者数	34	27	26	18	19	34	38	49	52	24
(倍)	(24.0)	(28.7)	(19.3)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	
競争率	19.9	21.4	17.5	17.3	15.1	14.8	14.4	8.5	7.9	14.3	
(人)	(21)	(18)	(17)	(15)	(14)	(23)	(29)	(37)	(32)	(18)	
採用者数	30	26	23	16	15	31	35	41	46	20	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(655)	(693)	(571)	(415)	(428)	(454)	(489)	(447)	(590)	(524)
	申込者数	681	709	577	421	436	475	516	469	629	561
	(人)	(587)	(620)	(511)	(361)	(372)	(386)	(425)	(392)	(511)	(470)
	受験者数	609	634	517	367	379	407	450	413	548	507
	(人)	(55)	(35)	(28)	(28)	(33)	(50)	(65)	(86)	(98)	(45)
	合格者数	57	38	30	30	33	54	71	91	113	60
(倍)	(10.7)	(17.7)	(18.3)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	
競争率	10.7	16.7	17.2	12.2	11.5	7.5	6.3	4.5	4.8	8.5	
(人)	(47)	(23)	(23)	(22)	(25)	(30)	(42)	(69)	(82)	(35)	
採用者数	49	26	25	24	25	33	46	73	96	48	
小 計	(人)	(2,557)	(2,546)	(2,043)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)	(2,072)
	申込者数	3,168	3,216	2,566	2,097	2,222	2,585	2,898	2,516	2,980	2,542
	(人)	(2,036)	(2,059)	(1,649)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)	(1,584)
	受験者数	2,510	2,587	2,074	1,625	1,690	1,939	2,237	1,883	2,242	1,940
	(人)	(118)	(80)	(73)	(77)	(86)	(133)	(165)	(206)	(242)	(126)
	合格者数	164	128	112	110	121	186	243	271	379	233
(倍)	(17.3)	(25.7)	(22.6)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	
競争率	15.3	20.2	18.5	14.8	14.0	10.4	9.2	6.9	5.9	8.3	
(人)	(103)	(66)	(63)	(65)	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	
採用者数	146	110	101	94	103	154	198	227	325	184	

事 項		年 度									
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,876	2,498	2,380	2,096	1,685	2,303	2,411	2,097	1,916	1,584
	(人) 受 験 者 数	2,487	2,164	1,986	1,723	1,373	1,921	2,036	1,716	1,577	1,343
	(人) 合 格 者 数	233	212	258	252	196	185	191	199	267	214
	(倍) 競 争 率	10.7	10.2	7.7	6.8	7.0	10.4	10.7	8.6	5.9	6.3
	(人) 採 用 者 数	182	176	210	196	155	145	156	150	215	172
合 計	(人) 申 込 者 数	6,044	5,714	4,946	4,193	3,907	4,888	5,309	4,613	4,896	4,126
	(人) 受 験 者 数	4,997	4,751	4,060	3,348	3,063	3,860	4,273	3,599	3,819	3,283
	(人) 合 格 者 数	397	340	370	362	317	371	434	470	646	447
	(倍) 競 争 率	12.6	14.0	11.0	9.2	9.7	10.4	9.8	7.7	5.9	7.3
	(人) 採 用 者 数	(103) 328	(66) 286	(63) 311	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354	(169) 377	(200) 540	(96) 356

注) ()内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成25年度職員採用選考考查実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	人 8	人 7	人 6	倍 1.2	25. 6. 30 (一次) 25. 7. 22 (二次)
福 祉 総 合	29	27	2	13.5	25. 6. 30 (一次) 25. 7. 22 (二次)
原 子 核 工 学	2	0	—	—	25. 6. 30 (一次) — (二次)
学 芸 美 術 史 員 (西 洋 美 術 史)	11	10	1	10.0	25. 6. 30 (一次) 25. 7. 22 (二次)
文 化 財 担 当 技 術 職 員 (建 造 物)	5	5	1	5.0	25. 6. 30 (一次) 25. 7. 22 (二次)
心 理 捜 査 官	8	7	2	3.5	25. 6. 30 (一次) 25. 8. 9, 12 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	9	9	2	4.5	25. 7. 14 (一次) 25. 8. 9, 12 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	5	5	0	—	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
化 学 系	46	37	1	37.0	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
児 童 自 立 支 援 専 門 員	3	3	1	3.0	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (自 動 車 整 備)	15	14	1	14.0	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	0	—	—	—	— (一次) — (二次)
海 技 従 事 者 士 (技 術 職 員) 航 海 士	1	1	1	1.0	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
海 技 従 事 者 士 (技 術 職 員) 機 関 士	1	1	1	1.0	25. 9. 29 (一次) 25. 10. 23 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 / 大 学 卒 業 程 度)	3	3	0	—	25. 12. 4 (一次) 26. 1. 9 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 ・ 学 校 事 務 / 高 等 学 校 卒 業 程 度)	4	3	2	1.5	25. 12. 4 (一次) 26. 1. 9 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (土 木)	213	202	107	1.9	25. 6. 30 (一次) 25. 8. 10, 11, 17~19 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (建 築)	40	33	18	1.8	25. 6. 30 (一次) 25. 8. 10, 17 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (用 地 補 償 事 務)	76	76	39	1.9	書類選考 (一次) 25. 8. 10, 11, 17, 18 (二次)
計	479	443	185	2.4	

第5表 平成25年度採用・転任選考承認状況（1）

区分	任命権者 職種又は職名	知事	教育	警察	企業	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
採用	獣医師	3					3
	児童自立支援専門員	1					1
	福祉総合	2					2
	化学系	1					1
	職業訓練指導員（自動車整備）	1					1
	危機対策企画専門監	1					1
	医師	8					8
	文化財担当技術職員（建造物）		1				1
	学芸員（西洋美術史）		1				1
	民間人校長候補者		2				2
	海技従事者（技術職員）航海士		1				1
	海技従事者（技術職員）機関士		1				1
	心理捜査官			1			1
	サイバー捜査官			1			1
	事務（身体障害者）	1					1
小計		18	6	2	0	0	26
人事交流等	部長級						0
	次長級	1					1
	課長級	2	2	4			8
	補佐級	1					1
	係長（主任主査）級	1	1	4			6
	主事・技師級	1		46			47
小計		6	3	54	0	0	63
転任	部長級						0
	次長級		1				1
	課長級	4	9				13
	補佐級	5	15				20
	係長（主任主査）級	8	8				16
	主事・技師級	1	3				4
	小計	18	36	0	0	0	54
計	42	45	56	0	0	143	

第5表 平成25年度採用・転任選考承認状況（2）

区 分		職種又は職名	任命権者					計 (人)
			知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採	任期付職員	用 地 補 償 事 務	31					31
		土 木	91					91
		建 築	17					17
用		合計	139	0	0	0	0	139

第6表 平成25年度職員採用状況（25.4.1～26.3.31）

区 分		24年度 競争 試験 合格者	採用者	全採用 者に 占める 割合	採用者の任命権者別内訳						
					知 事	教 育		警 察	企 業	その他	
						教 育 学 校	立 校				小・中 学 校
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	人 106	人 78 (6)	% 9.1	人 77 (6)	人	人	人 1	人	人
		短大卒程度	38	32	3.7		11	13	8		
		高卒程度	98	81	9.5	53	5	19	4		
		小 計	242	191 (6)	22.3	130 (6)	16	32	13		
	技 術 系	大卒程度	108	90 (7)	10.5	90 (7)					
		短大卒程度	14	14	1.6	13	1				
		高卒程度	15	14	1.6	14					
		小 計	137	118 (7)	13.8	117 (7)	1				
	警 察 官		267	201 (33)	23.5				201 (33)		
	任 期 付 職 員 (一般事務)		111	93	10.9	93					
合 計		757	603 (46)	70.5	340 (13)	17	32	214 (33)			
選 考	書 類 選 考	事務系		10	1.2	5	4		1		
		技術系		11	1.3	7			4		
		警察官		93	10.9				93		
		小 計		114	13.3	12	4		98		
	考 査 選 考	事務系		33	3.9	32		1			
		技術系		105	12.3	95	5		5		
		警察官									
		小 計		138	16.1	127	5	1	5		
	合 計			252	29.5	139	9	1	103		
	総 計		757	855 (46)	100.0	479 (13)	26	33	317 (33)		

※（ ）内は平成25年度採用試験合格者のうち、平成25年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成25年度昇任選考実施状況

任命権者 職位又は階級		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	10					10
	次長級	30	3		1	1	35
	課長級	97	25	4	3		129
	小計	137	28	4	4	1	174
警察官	部長級			7			7
	警視			22			22
	小計			29			29
計		137	28	33	4	1	203

2 職員の給与等に関する報告

1 給 与

(1) 取扱い方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年とほぼ同様の水準である中、採用の停止・抑制、一時帰休・休業等といった雇用調整を実施している事業所の割合が昨年と比べると減少するなど、幾分、雇用環境改善の傾向が見られる。また、初任給については、増額した事業所及び減額した事業所が、いずれも昨年に比べて増加している。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施した給与構造改革における給料表水準の引下げや、本年4月から行われている経過措置額の段階的廃止等により、平均給与月額は減少が続いている。さらに、県の厳しい財政事情等から、管理職手当が減額して支給されてきたことに加え、本年7月からは全職員を対象に特例減額が行われている状況にある。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、第8号特例条例による給与減額支給措置がないものとした場合でも、職員給与は民間給与をやや下回っており、また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数と民間の年間平均支給割合（月数）がほぼ均衡していることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院報告の内容等を勘案し検討した結果、月例給及び期末手当・勤勉手当ともに改定の必要がないものと判断した。

また、本委員会では、昨年10月の報告において、原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正について、経過措置額の廃止により、50歳台後半層の公務と民間の給与差はおおむね解消することが想定されることから、昇給制度の改正を見送り、今後とも本県の職員構成等の実情や公務と民間の給与差を見極めながら、引き続き検討することとしたところである。

経過措置額については、本年3月に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が改正され、段階的に廃止されることとなった。これによって50歳台後半層における公務と民間の給与差は、本年4月時点で相当程度縮小しており、今後さらに公民較差是正に向け改善が見込まれることから、昨年と同様、昇給制度の改正を見送ることとした。

(2) 給与制度の総合的見直し

本年8月の人事院報告では、「民間の組織形態の変化への対応」、「地域間の給与配分の在り方」、「世代間の給与配分の在り方」及び「職務や勤務実績に応じた給与」を柱とした給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論を得ることとしたい旨言及されている。本委員会としては、これら国家公務員の給与制度の見直しは、地方公務員にも大きな影響を与えるものと考えられることから、その動向を十分注視するとともに、他の都道府県の状況をも踏まえながら、必要に応じ本県の給与制度の見直しについて検討することとする。

(3) へき地手当等及び特地勤務手当等

イ 東日本大震災の被災に伴う指定の見直し

へき地学校等及び特地公署等の指定の見直しについては、仮移転状態にある学校や公署が相当数あることから、今後ともそれらの状況を注視しつつ、適切に対応していくこととする。

ロ 特地公署等の指定基準の見直し

特地公署等の指定基準については、本年4月1日現在、過半数の都道府県において見直しが行われている状況にあることから、本県においても、これらの状況を踏まえ、指定基準の見直しに向けた検討をしていくこととする。

2 人事管理

(1) 新たな公務員制度への対応

国家公務員制度については、平成20年6月に国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号。以下「基本法」という。）が制定され、その後、基本法を実施するための国家公務員法等の改正法案が平成21年、平成22年及び平成23年と3度にわたって国会に提出されたがいずれも廃案となった。

また、本年6月には、基本法に基づき設置された国家公務員制度改革推進本部において、平成21年に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を基に、機動的な運用が可能な国家公務員制度について早急かつ丁寧に検討を進めることとされた。

具体的には、幹部職員人事の一元管理、内閣人事局の設置と人事院の機能移管及び自律的労使関係制度等について、検討が進められることとなっている。

本県においても、今後の国の制度改革の動向を注視し、必要に応じ制度の見直しを検討していくこととする。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興及び将来を見据えた人事運営

県内全域に甚大な被害をもたらした東日本大震災から2年半が経過し、今年度は計画期間を10年間とする宮城県震災復興計画における復旧期最終年度とされている。復旧・復興を迅速かつ着実に進めていくためには、業務量の増大に対応する人員の確保に向けた柔軟な取組と、職員一人ひとりの能力や意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められる。

本県では他の自治体から職員の派遣を受けるとともに、独自に任期付職員を採用するなどにより、業務量の増大に対応してきているところであるが、一日でも早く復旧・復興を成し遂げるため、今後も引き続き必要な人員の確保に向けて、多角的かつ柔軟に取り組んでいく必要がある。

また、復旧・復興のために採用した任期付職員を含めた新規採用職員については、研修などによる能力開発の充実と、その能力を十分に発揮できるよう、柔軟で機動的な組織の運営及び人員配置に努める必要がある。

さらに、業務経験の豊富な職員が多く退職していく状況が今後も続くことなどから、業務ノウハウの継承といった視点にも配慮した人材の育成に取り組んでいくことも重要である。

加えて、年齢や経験年数といった職員構成に偏りを生じること懸念されることから、昇任管理等を含めた将来の人事管理について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

(3) 有為な人材の確保と登用

県政運営に当たっては、数多くの様々な課題があり、その解決及びさらなる県勢の発展のためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

現在、本県においては、国家資格が必要な獣医師や、復旧・復興業務のため多くの人員が必要とされる総合土木や建築等の職種について、必要人員の確保が難しい状況にある。これまでも各種説明会やオープンオフィスの開催、学校訪問等を通じ、応募者確保に努めてきたところであるが、これらの採用困難職種については、任命権者との協力の下、試験・考査の年度内複数回実施を継続的に行うなど、抜本的な対策を早急に検討する必要がある。

また、民間企業においては、就職活動時期の後ろ倒しが予定されているが、本年8月の人事院報告では、国家公務員の平成27年度採用試験日程等について検討を行っていくこととされており、本県においても民間企業の取組状況や国家公務員採用試験の動向を注視しながら、試験日程を含めた応募者確保対策の検討を進めていく必要がある。

さらに、県勢の発展のためには、職員的能力が最大限に発揮される組織形成が必要なことから、年功的な昇進管理にとらわれず、能力と実績に応じて職員を登用していくことが重要である。特に女性職員の登用については、これまでも任命権者において職域の拡大に努めてきているところであるが、近年の職員採用試験合格者に占める女性の割合が4割から5割程度で推移していることから、さらなる職域の拡大を図るとともに、キャリア形成促進を図り、幹部職員へも積極的に登用していくことが求められる。

(4) 雇用と年金の接続への対応

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続を図るため、人事院では平成23年に国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることについて、国会及び内閣に対して意見の申し出を行った。本委員会においても、国等における具体の検討状況等を注視しつつ、定年の引上げに向けた条件整備等について具体の準備を進める必要があると報告したところである。

国では、人事院の「意見の申出」等を受け、平成24年3月に、国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合において、国家公務員の雇用と年金の接続については、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合の採用を原則義務づけることとする内容の基本方針が決定されたところであるが、政権交代後、基本方針が見直され、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」により、短時間勤務ができることなど現行の再任用の仕組みに基づき、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

本県においても、雇用と年金の接続は喫緊の課題であり、今後の国における具体の検討状況や他の都道府県の動向を注視していくことが重要である。国の方針と同様に、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用で雇用することにした場合には、再任用職員の増加に伴い、配属先、担当業務やポスト、職位などの処遇の在り方及び新規採用者数への影響といった多くの

課題が想定されることから、これらについて検討を進めるとともに、職員が再任用後もその能力を十分に発揮し、公務に貢献できるようにするため、60歳前も含めた人事管理全体の見直しなどに関して、本県の職務や任用の実態に即した検討を進める必要がある。

(5) 再任用職員の給与

本年8月の人事院報告では、再任用職員に係る給与水準や手当の見直しについて、「平成26年職種別民間給与実態調査」において具体的な実態を把握した上で、必要な検討を進める旨言及されている。本委員会としても、再任用職員が担当する業務や任用される職位等に応じた給与水準の確保や各種手当については、雇用と年金の接続を図る上で重要な課題であることから、国の動向を注視し、他の都道府県の状況をも踏まえながら検討していくこととする。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減

東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員は、県民からの大きな期待と役割を背負いながら、増大した業務に対応すべく職務に精励している。平成24年度における時間外勤務については一人当たり月平均14.7時間であり、これは震災前（平成21年度）の1.5倍に当たる。また、健康面に影響が生じるおそれがあるとされる1か月間に100時間又は複数月にわたり80時間を超える時間外勤務を行う職員も相当数存在している。

各任命権者においては、適切な人員配置と管理監督者による勤務時間管理の徹底により時間外勤務を縮減させ、職員の労働意欲や活力の保持に努めなければならない。特に特定の職員に長時間又は長期にわたる時間外勤務が集中することのないよう十分な配慮を行う必要がある。

(2) 健康管理の充実

復旧・復興業務が長期化し職員の心身の疲弊が懸念される中、職員本人が自身の健康状態を自覚することに加え、管理監督者がメンタルヘルスの保持・増進に積極的に取り組むことが強く求められる。

各任命権者においては、実態把握・予防を目的とした様々な取組や、早期対応のためのカウンセリング窓口の設置などを行っている。しかしながら、知事部局において昨年度実施された職員健康調査によると、沿岸部の公所に勤務する職員をはじめ多くの職員が心身の疲労を自覚しているにも関わらず、メンタルヘルスセミナー等への参加者数は十分とは言い難い。管理監督者は、自らもセミナー等に参加するとともに、特に疲労の蓄積が懸念される職員に対してこれらの取組への参加を積極的に働きかけるなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。また、家族とともに過ごす時間を増やすことなどにより心身の疲れを癒すためにも、年次有給休暇等の取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

現在、本県においては、他自治体からの派遣職員や任期付職員の多くが復旧・復興の現場の最前線で活躍しているが、中には全く新しい職場環境において即戦力として期待されることへのプレッシャーや、家族から離れ、慣れない土地で生活することによるストレスを受けている職員もいるものと思われる。管理監督者は、派遣職員等が心身ともに健康な状態で職務を全うできるよう十分に注意を払う必要がある。

(3) 仕事と生活の調和のための環境整備

少子高齢化が進展し、核家族世帯数が高い割合で推移する中で、育児や介護など各ライフステージにある職員が、生活との調和を図りながら、意欲的に職務に取り組んでいくためには、職場の理解と協力が不可欠である。

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、男女の仕事と子育て等の両立支援については、まずは公務員から率先して取り組むこととされたが、平成24年度における本県男性職員の育児休業取得率は0.6%と極めて低い状況にある。

また、総務省が行った平成24年就業構造基本調査において、全労働者のうち4.5%が介護を行っているとの結果が示されており、本県においても介護を行う職員が一定程度存するものと思われるが、介護休暇等の取得者は決して多くはない。

各任命権者においては、改めて育児休業や介護休暇等の制度の定着に向けて十分な普及啓発を行い、男女の区別なく必要とする職員が積極的に利用することができるよう、職場環境の整備に取り組んでいかなければならない。

なお、国家公務員については、本年8月に人事院より「一般職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出」がなされたところであるが、地方公務員への制度導入について、各任命権者は、国における立法措置の状況等を踏まえながら適切に対応する必要がある。

(4) 服務規律の確保

官民一体となって震災を乗り越え、さらなる発展を目指す中、職員にはこれまで以上に高い公務員倫理の保持が求められている。しかしながら、平成24年度に懲戒処分を受けた職員数は前年度と比較して増加しており、特に飲酒運転による処分件数の増加が見られるなど、震災からの時間の経過とともに一部の職員とはいえ緊張感の低下が認められるところであり、誠に遺憾である。

一方、職員の交通事故件数も増加しており、多忙な業務による疲労の蓄積が注意力の欠如をもたらしていることも懸念される。

また、近年社会的関心の高まっているハラスメントに関しては、各任命権者において、策定した要綱等に基づき適切に対応するとともに、研修においてハラスメントの事例や言動例を紹介するなど、管理監督者を中心にハラスメントに関する知識・理解を深めることにより、発生の防止に向けてこれまで以上に積極的に取り組む必要がある。

各任命権者においては、前述のとおり職員の健康保持に十分配慮した上で、より一層の服務規律の確保を図り不祥事の再発防止に努める必要がある。また、職員においても、このような時期に公務に携わることに対する使命感と緊張感を十分に保持し、自らの行動を律するよう心がけなければならない。

4 適正な処遇の確保の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が職員には制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本委員会は、この勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、本年は、昨年に引き続き月例給及び

期末手当・勤勉手当を改定しないこととした。また、原則 55 歳を超える職員の昇給号俸数の抑制についても、先に述べたとおり、今後さらに公民較差是正に向け改善が見込まれることから、勧告を見送ることとした。

近年、県の厳しい財政事情等を理由に、本委員会の勧告によらない給与減額支給措置が講じられてきた。さらに、本年 7 月より特例減額が実施され、職員が実際に受ける給与水準は本来受けるべき給与水準を大きく下回ることとなった。このような中であっても、本県職員は、従来からそれぞれの職場で複雑多様化する住民ニーズや課題に的確に対応し、県民生活の向上に取り組んでおり、また、県を挙げて復旧・復興に向け真摯に職務に精励している。

本委員会としては、職員の給与は、本来、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、この原則によらない給与減額支給措置は、職員の士気や生活への影響が懸念されることから、早期に解消される必要があるものとする。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気の維持、高揚に欠くことのできないものであり、結果的に早期の復旧・復興にも結びつくものであると考える。また、今後にわたり有為な人材を確保・育成し、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、この報告の趣旨を尊重し、適正な処遇を確保されるよう要請する。

3 公平審査事務

本委員会は、本県職員並びに公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出される「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての不服申立て」の事案に係る公平審査を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。措置要求ができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。また、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も含まれる。

そして、措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

この制度の目的は、勤務条件に関する職員の要求、苦情等を適切に解決することによって勤務条件の改善と適正化を図り、職員が安んじて職務に精励し得るようにし、公務能率を増進することにある。

平成25年度における措置要求の状況は次のとおりである。

○ 県

（平成26年3月31日現在）

事 案 名	措 置 要 求 年 月 日	措 置 要 求 者	要 求 の 概 要	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
—	25. 3. 28	知 事 部 局 職 員	赴任旅費の適正支給	H25. 4. 16 却下

(2) 不利益処分についての不服申立て（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による不服申立てをすることができる（地方公務員法第49条、第49条の2）。

不服申立てができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。

この不服申立てがなされた場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めたときにはその処分を承認し、また、当該処分を違法又は不当と認めたときにはその処分を取り消し、あるいは修正する判定を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

この制度は、不服申立てがあった処分について、中立、公平かつ専門的な行政機関である人事委員会がその処分の違法性及び不当性を適正かつ迅速に審査し、職員の権利、利益の保護を図る

ことにより、処分が適正に行われ、ひいては職員に安んじて職務に精励し得るようにすることをねらいとするものである。

平成 25 年度における不服申立ての処理状況は次表のとおりである。

○ 市町村等

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 25 年(不) 第 1 号 事 案	25.12. 4	受 託 団 体 職 員	受 託 団 体 消 防 長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中

(3) 職員の苦情処理について（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

地方公務員法が一部改正され、人事委員会及び公平委員会の権限として、職員の苦情を処理する事務が新たに付加されたため、平成 17 年 4 月 1 日から苦情相談窓口を設置している。

苦情相談を行うことができる職員とは、地方公務員法第 3 条に規定する一般職の職員であって、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条第 1 項及びこれを準用する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項により、地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 3 号の規定が適用除外される企業職員及び単純労務職員を除いた職員である。

また、苦情相談は、職員個人の悩み事や不満に応じるという性質から、職員本人による申出に限るものであり、代理人や職員団体を通じての苦情相談は行うことができない。

平成 25 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	4	1	5
給 与 関 係	2	0	2
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	2	2	4
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	0	0
セクハラ・いじめ関係	3	2	5
そ の 他	0	0	0
合 計	11	5	16

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成26年4月1日現在、次の47団体の事務を受託している。

(1) 市 町 村

9市（気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市）

21町 1村 計31市町村

(2) 一部事務組合

15組合

(3) 広域連合

1連合

団 体 名	団 体 名	団 体 名
(一部事務組合)		(広域連合)
石巻地区広域行政事務組合	宮城東部衛生処理組合	宮城県後期高齢者医療広域連合
仙南地域広域行政事務組合	白石市外二町組合	
大崎地域広域行政事務組合	宮城県市町村非常勤	
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	消防団員補償報償組合	
黒川地域行政事務組合	塩釜地区消防事務組合	
亘理地区行政事務組合	宮城県市町村職員退職手当組合	
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	宮城県市町村自治振興センター	
亘理名取共立衛生処理組合	加美郡保健医療福祉行政事務組合	

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定，療養の方法，補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について，審査し，裁定を行うこととされている。

なお，これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成26年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	25年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更 規約変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	25年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	^H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市		役員変更	
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○		
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○		
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市		役員変更	
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○		平成25年度新規登録団体

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成26年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成25年度における承認等の状況は次のとおりである。

○ 週休日の振替等の承認

承認年月日	対象者	対象業務	週休日の振替等期間
25. 4. 16	選挙管理委員会事務局 選挙班に勤務する職員	平成25年7月28日に任期満了となる第23回参議院議員通常選挙及び同年11月20日に任期満了となる宮城県知事選挙の選挙管理事務（平成25年5月4日から、宮城県知事選挙の投・開票日までの期間内の週休日に勤務を命ずる場合に限る。）	勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間

○ 特別休暇の承認

承認年月日	対象者	休暇取得事由	休暇期間	根拠規定
26. 1. 30	県警総務部事務職員	世界車椅子バスケットボール選手権大会に向けて、日本代表選手として強化合宿に参加するもの。	平成26年2月12日から同月14日まで	人事委員会規則8-5第22条第1項第33号
26. 3. 28	県警総務部事務職員	世界車椅子バスケットボール選手権大会に向けて、日本代表選手として強化合宿に参加するもの。	平成26年4月8日から同月11日まで	人事委員会規則8-5第22条第1項第33号

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年宮城県条例第 8 号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則 9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成 25 年度において定めた特例はなかった。

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）、適用事業報告の受理（第 104 条の 2）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
11 号	郵便又は電気通信の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター無線局
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局 総務部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部	公務研修所、公文書館、消防学校 保健環境センター、原子力センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校 農業大学校、農業大学校水田経営学部・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（無線局、漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部
		教育委員会	総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校（寄宿舎を除く。）、支援学校（16）（寄宿舎を除く。）、高等学校（78）（分校、定時制単独校、学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含める。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），北部地方振興事務所栗原地域事務所栗駒ダム管理事務所，気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所払川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，捜査第二課，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（147），警備派出所

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成26年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農林水産部 土木部	地方振興事務所水産漁港部（仙台、東部、気仙沼） 王城寺原補償工事事務所 土木事務所（大河原、仙台、北部、東部、気仙沼）、土木事務所地域事務所（栗原・登米）、港湾事務所（仙台塩釜、石巻）、下水道事務所（中南部、東部）、仙台港背後地土地区画整理事務所
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所（仙南、仙台、北部、東部、気仙沼）、保健福祉事務所地域事務所（栗原・登米）、仙台保健福祉事務所支所（岩沼・黒川）、中央児童相談所一時保護班、さわらび学園、精神保健福祉センター、拓桃医療療育センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎、聴覚支援学校寄宿舎、船岡支援学校寄宿舎、支援学校小牛田高等学園寄宿舎、支援学校岩沼高等学園寄宿舎
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総務部 経済商工観光部	職員寮（10） 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮（6）
官公署		企業局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	25	1 1	2 5	6	4 2	1 1	2 5	6	4 2
	24	1 1	2 7	6	4 4	1 3	2 5	6	4 4
第一種圧力容器	25	1 2	1 3	1	2 6	9	1 0	1	2 0
	24	1 2	1 2	1	2 5	9	8	1	1 8
ゴ ン ド ラ	25	3	2	1	6	3	2	1	6
	24	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	25	0	2	0	2	0	0	0	0
	24	0	1	0	1	0	1	0	1
計	25	2 6	4 2	8	7 6	2 3	3 7	8	6 8
	24	2 6	4 2	8	7 6	2 5	3 6	8	6 9

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 26 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 25 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	2	—	—	2
	基 数	—	2	—	—	2
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	1	1
	基 数	—	—	—	1	1
落 成 検 査	事業場数	—	2	—	—	2
	基 数	—	2	—	—	2
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	1	—	—	1
	基 数	—	1	—	—	1

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
農業高等学校	第一種 圧力容器	千 20893	0.95 m ³	平成 25 年 11 月 28 日	平成 26 年 1 月 9 日
水産高等学校	第一種 圧力容器	香 6545	2.54 m ³	平成 26 年 2 月 25 日	平成 26 年 3 月 18 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	1	1	—	—	2
	基数	2	1	—	—	3
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

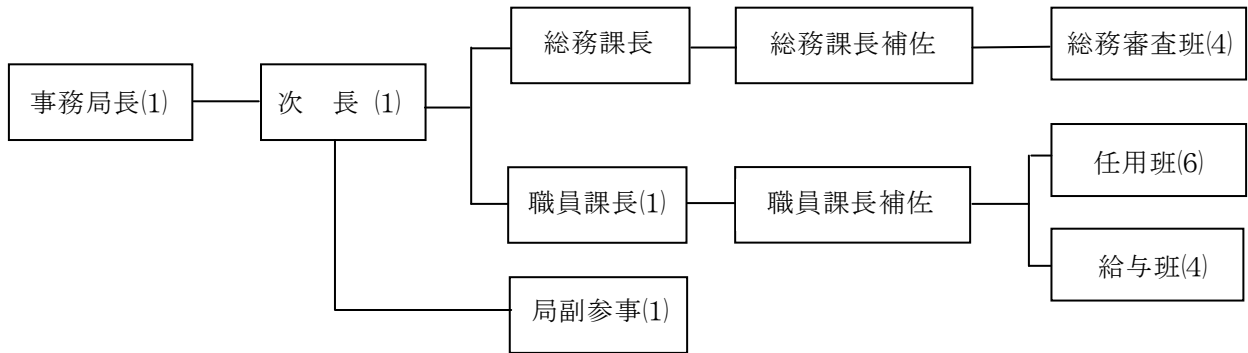
手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	第一種圧力容器	2
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手続きの種類	件数
解雇予告除外認定	6
継続的な宿直又は日直勤務許可	—
定期健康診断結果報告	3
衛生管理者・産業医選任報告	2

◎ 事務局の組織及び事務分掌



※括弧内は職員数。(次長は総務課長を兼務し、局副参事は総務課長補佐及び職員課長補佐を兼務している。)

総務審査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他人事並びに研修に関する事 3 公印の管理に関する事 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事 5 予算，決算その他の会計事務に関する事 6 物品の管理に関する事 7 広報に関する事 8 人事委員会報の編集に関する事 9 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事 10 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事 11 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに関する事 12 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事 13 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事 14 職員団体の要請に関する事 15 職員団体等の登録等に関する事 16 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事 17 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事 18 勤務時間その他勤務条件に関する事 19 職員の苦情の処理に関する事 20 他の課の所管に属しない事務に関する事
任用班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事 2 人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関する事 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事 6 競争試験及び選考に関する事 7 職階制に関する事 8 研修及び勤務成績の評定についての総合的企画に関する事
給与班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事 5 職員に対する給与の支払いを監理すること